

山形市上下水道部公告

下記のとおり、格付等級指定型条件付一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 及び山形市水道事業及び公共下水道事業財務規程（昭和 46 年水道事業管理規程第 3 号）第 117 条の 2 並びに山形市契約規則（昭和 39 年市規則第 18 号）第 18 条の規定に基づき、公告します。

なお、この入札は、山形市電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）により執行します。

令和 7 年 7 月 15 日

山形市上下水道事業管理者
伊藤 浩之

1 入札に付する事項

- (1) 工 事 名 松原配水場配水流量計更新工事
- (2) 工 事 場 所 山形市あさひ町地内
- (3) 工 期 令和 8 年 2 月 13 日まで
- (4) 予 定 価 格 20,873,000 円（税抜き）
- (5) 前払金の有無 有り

2 入札執行等の日時等

- (1) 競争参加資格確認申請期間
令和 7 年 7 月 15 日（火）から令和 7 年 7 月 22 日（火）正午まで
- (2) 競争参加資格確認結果通知日
令和 7 年 7 月 22 日（火）
- (3) 入札書の受付期間
令和 7 年 7 月 25 日（金）から令和 7 年 7 月 28 日（月） 正午まで
- (4) 開札日時
令和 7 年 7 月 29 日（火） 午前 9 時 45 分

3 入札参加者の資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しないこと。
- (2) 山形市契約規則（昭和 39 年市規則第 18 号）第 25 条第 2 項の規定による令和 7・8 年度山形市上下水道部競争入札参加資格者名簿に登載されていること。
- (3) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条の規定による建設業の許可のうち、電気工事業の許可を受けていること。
- (4) 建設業法第 28 条第 3 項及び第 5 項の規定による営業停止の期間中でないこと。
- (5) 山形市上下水道部工事請負業者指名停止要綱（平成 7 年 4 月 1 日施行）に基づく指名停止の期間中でないこと。
- (6) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続（同法に基づく更生計画の認可の決定後である場合を除く。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続（同法に基づく再生計画の認可の決定後である場合を除く。）中のものでないこと。
- (7) 山形市内に本店を有していること。

- (8) 工事の請負に係る指名競争入札参加者の等級別格付に関する規程（昭和 57 年山形市告示第 35 号）第 4 条の規定による電気工事の A 等級に格付されていること。
- (9) 山形市上下水道部電子入札運用基準（平成 22 年 10 月 1 日施行。以下「運用基準」という。）第 4 条第 1 項の規定に基づき電子入札システム（規則第 17 条第 3 項に規定する電子入札システムをいう。以下同じ。）による利用者登録を行っている者又は、運用基準第 6 条の規定に基づき管理者が認める紙入札参加者であること。
- (10) 山形市建設工事請負契約約款第 49 条第 11 号の規定に該当しない者であること。
- (11) 入札に参加しようとする者の間で、一方の会社等の代表者が他方の会社等の代表者を現に兼ねていないこと。ただし、入札執行の完了に至るまでに上記の事実が判明した場合において、これに該当する者のうち、一者を除く全てが入札を辞退したときは、残る一者については入札参加者の資格があるものとする。

4 契約条項等を示す場所

山形市上下水道部 2 階 総務課

5 入札保証金 免除する。

6 契約保証金 契約金額の 100 分の 10 以上を納付すること。

7 競争参加資格確認申請の手続き等

- (1) 本件入札に参加しようとするものは、電子入札システムにより競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を別記の日時まで送信し、入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。
- (2) 競争参加資格確認結果の通知は、別記の日までに通知する。

8 入札方法等

- (1) 入札は、電子入札システムにより入札金額、くじ入力番号（3 桁の任意の数字）等必要な事項を入力し、工事費内訳書を添付して送信すること。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額に 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（その金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 本件工事の入札については、最低制限価格制度の対象とする。

9 紙入札の場合の手続き

- (1) 本件入札で紙入札を行うことができる者は、紙入札の承諾を得た者に限る。紙入札の承諾手続きは、運用基準により、「紙入札参加承諾願」（以下「承諾願」という。）を別記の日時まで上下水道部総務課まで持参し提出すること。
- (2) 紙入札に係る書類の提出方法
 - ア 紙入札参加者の一般競争入札競争参加資格確認申請書の提出方法
紙入札参加者は、一般競争入札競争参加資格確認申請書（別記様式第 2 号）を上下水道部総務課に持参し紙入札参加承諾通知を提示のうえ提出すること。
 - イ 紙入札参加者の入札方法等

紙入札においては、次の書類を上下水道部総務課に持参し、紙入札参加承諾通知及び一般競争入札競争参加資格確認通知を提示し提出することとする。

- ・入札書（別記様式第3号）は、「入札書用封筒」封かんのうえ、封筒の表面に「入札書」の文字、工事名、住所及び商号又は名称を記載すること。
- ・工事費内訳書は、「工事費内訳書用封筒」に封かんのうえ、封筒の表面に「工事費内訳書在中」の文字、工事名、商号又は名称、担当者名、電話番号及びFAX番号を記載すること。

10 設計図書等に関する質問

入札開始日の3日前日の午後5時までに上下水道部総務課に質問書を持参して行うこと。

11 入札の無効

この公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札、並びに入札書の金額が工事費内訳書の積算金額と異なる入札、その他入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

なお、入札参加者が営業停止処分又は指名停止の措置を受け、入札時点において営業停止又は指名停止期間中である場合は、その者のした入札は無効とする。

12 週休2日確保工事

本件工事は、山形市上下水道部建設工事週休2日確保工事实施要領（令和6年4月1日施行）に基づく「月単位の週休2日を確保する受注者希望型の対象工事」であり、契約締結後に週休2日確保工事を実施するか否かについて発注者と協議の上、決定するものとする。

その他必要な事項は、特記仕様書に記載する。

13 その他

- (1) 設計図書の貸与は、競争参加資格が有りの旨確認された者に対して、電子データにより行う。
- (2) 契約金額が200万円以上の工事については、中間前払金の支払の対象とする。
- (3) 入札参加者の連合、その他の理由により入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。
- (4) 本件工事の契約にあたり、工事实績情報サービス（CORINS）の登録を山形県県土整備部作成の土木工事共通仕様書に準じ行うこと。
- (5) 落札者は、建設業法第20条の2第2項の規定に基づき、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、落札決定の日から契約を締結する日までの間に、発注者に対して、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知すること。なお、通知書については山形市上下水道部のホームページに掲載する様式に準じて作成すること。

14 問い合わせ先

〒990-0836 山形市南石関27番地

山形市上下水道部総務課 電話 023-645-1177（内線 224・226）

別 記（電子入札案件）

1 入札に付する事項

- (1) 工 事 名 松原配水場配水流量計更新工事
- (2) 工 事 場 所 山形市あさひ町地内
- (3) 工 期 令和8年2月13日まで
- (4) 予 定 価 格 20,873,000円（税抜き）
- (5) 前払金の有無 有り

2 入札執行等の日時等

手続等	期間・期日・期限等	場 所
競争参加資格確認申請	令和 7 年 7 月 1 5 日（火）から 令和 7 年 7 月 2 2 日（火）正午まで	山形市電子入札 システムによる
競争参加資格確認結果通知	令和 7 年 7 月 2 2 日（火）	山形市電子入札 システムによる
入 札 書 の 受 付	令和 7 年 7 月 2 5 日（金）から 令和 7 年 7 月 2 8 日（月）正午まで	山形市電子入札 システムによる
紙入札参加承諾願	令和 7 年 7 月 2 4 日（木）正午まで	上下水道部総務課
開 札	令和 7 年 7 月 2 9 日（火） 午前 9 時 4 5 分	上下水道施設管理 センター301 会議室

（注）上記期間は、特に指定する場合を除き、土曜日・日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時まで（電子入札システムによる手続きについては、午前8時30分から午後8時まで）とする。